（通行の禁止又は制限）

第四十一条の四　令第五条第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　通行を禁止し、又は制限する場所

二　通行の禁止にあっては、その期間

三　通行の制限にあっては、その期間及び制限の内容

2　令第五条第四項の規定による公衆の閲覧は、市町村のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（補償請求）

第四十一条の五　法第三十四条の六第二項の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出して行うものとする。

一　請求者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二　補償請求の理由

三　補償請求額の総額及びその内訳

第四十一条の六　（略）

（猟区管理規程）

第七十五条　令第六条第八号の規定により猟区管理規程に定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

（公聴会）

第七十九条　環境大臣は、法第二条第十一項（法第十二条第六項において準用する場合を含む。）及び法第二十八条第六項（法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2～11　（略）

様式第二十一　（第七十七条関係）

（表面）　（略）

（裏面）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律抜すい

第75条　（略）

2～6　（略）

第86条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(9)　（略）

(10)　第75条第２項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(11)・(12)　（略）

（環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

第二条　環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年環境省令第十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（新設）

第四十一条の二　（略）

（猟区管理規程）

第七十五条　令第三条第八号の規定により猟区管理規程に定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

（公聴会）

第七十九条　環境大臣は、法第二条第十項（法第十二条第六項において準用する場合を含む。）及び法第二十八条第六項（法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2～11　（略）

様式第二十一　（第七十七条関係）

（表面）　（略）

（裏面）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律抜すい

第75条　（略）

2～6　（略）

第86条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(8)　（略）

(9)　第75条第２項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(10)・(11)　（略）